

# 資料

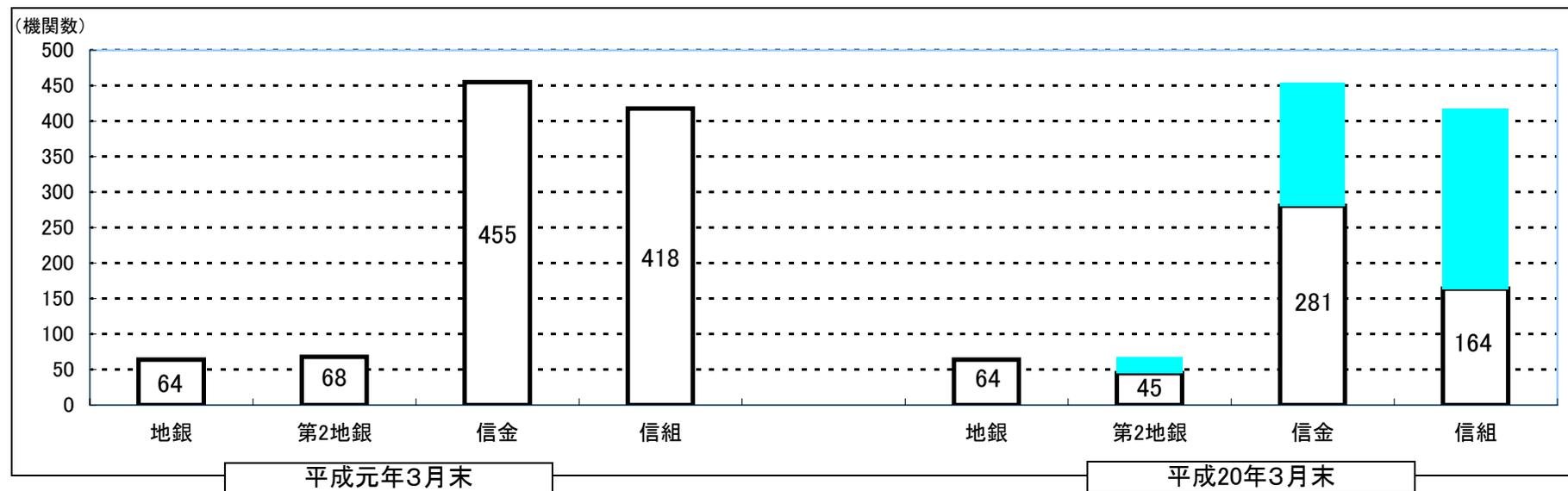
平成20年10月10日  
金融庁総務企画局

# 目 次

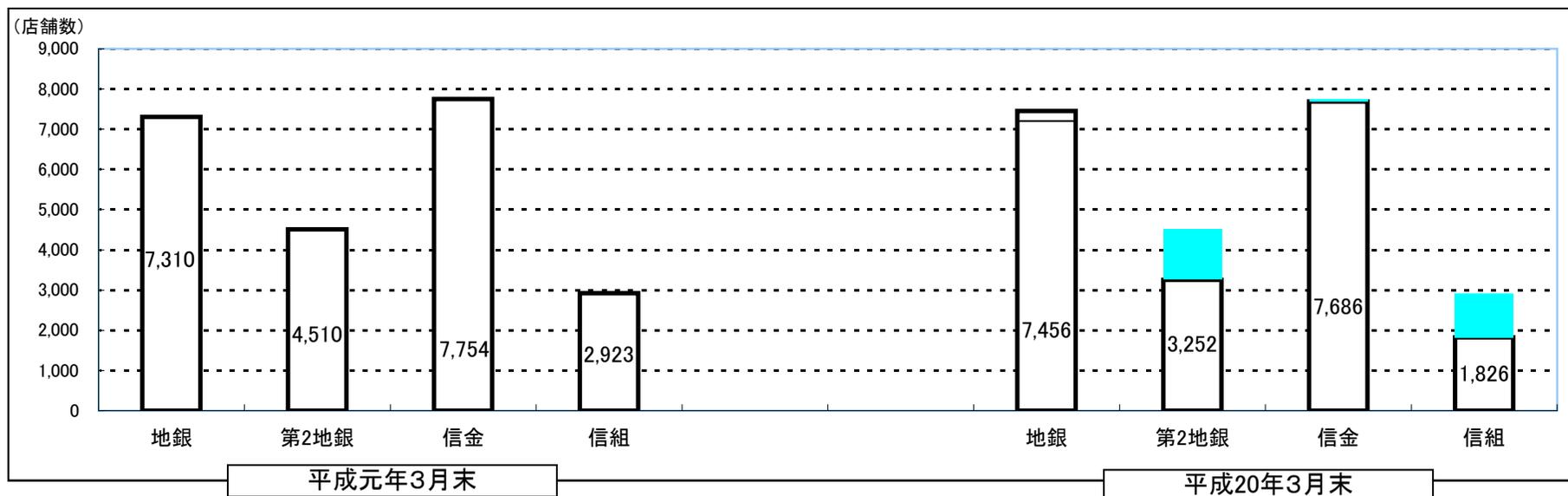
○地域金融機関の計数等の比較	2
○信用金庫・信用組合の総代・総代会に関する取組み	4
○A信用金庫及びB信用組合のディスクロージャーからみる総（代）会の項目	5
○協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度	6
○信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況	7

# 地域金融機関の計数等の比較

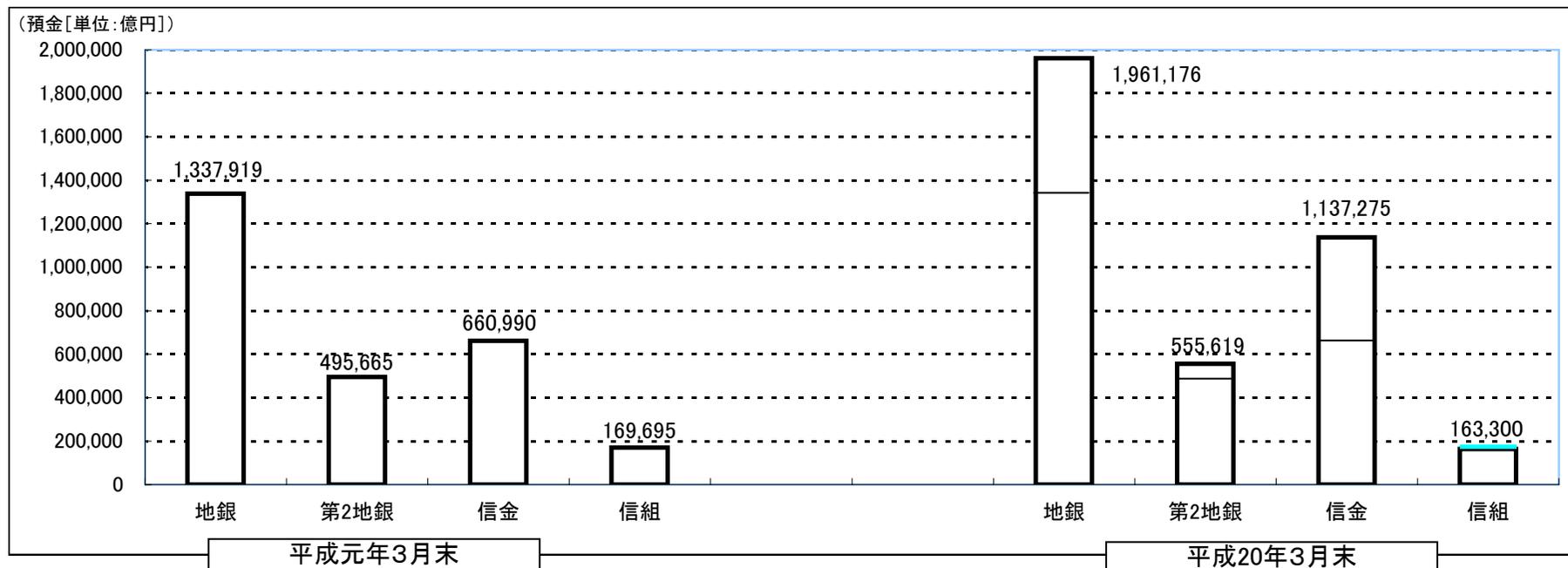
## 1. 金融機関数



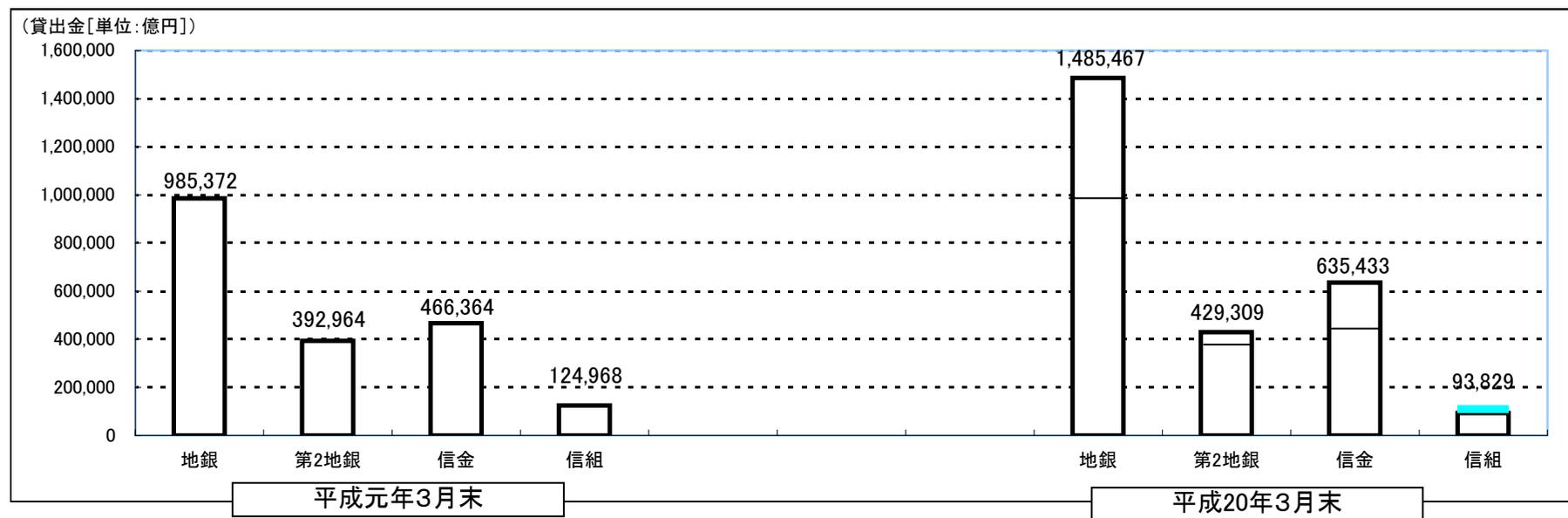
## 2. 店舗数



### 3. 預金



### 4. 貸出金



(注) 上記1.～4.の平成20年3月末のグラフでは、平成元年3月末と比較した表示をしている。  
 平成元年3月末と比較して増加した場合：平成20年3月末の棒グラフの内側に、平成元年3月末の数値線を引いている。  
 平成元年3月末と比較して減少した場合：平成20年3月末の棒グラフ外(上)に、減少部分について網掛け表示している。

信用金庫・信用組合の総会・総代会に関する取組み

		信用金庫 (287 金庫)	信用組合 (168 組合)
総会採用機関数		2 金庫	5 組合
総代会採用機関数		285 金庫	163 組合
【取組み】		<実施金庫数/総代会採用金庫数>	<実施組合数/総代会採用組合数>
総 代	定年制	99/285	6/163
	重任制限	11/285	1/163
総 代 会 制 度	総代会制度の開示状況	284/285	151/163
	開示項目		
	総代会の仕組み	283/285	129/163
	総代候補者選考基準	256/285	41/163
	総代の選考方法	279/285	94/163
	総代会の決議事項	274/285	128/163
	総代の氏名	269/285	93/163
	総代会の模様	65/285	45/163
	総代の属性別構成比	42/285	19/163
	会員・組合員の属性別構成比	26/285	7/163
	会員・組合員の意見を反映させる仕組み		
実施項目 (※複数回答あり)			
アンケートの実施	159/285	104/163	
モニター制度の導入・実施	16/285	5/163	
懇談会の実施	113/285	67/163	
総代会における報告 (会員・組合員の声を経営に反映したことについて説明を実施)		103/285	41/163

(注) 上記表における信用金庫数や信用組合数は平成 19 年 3 月末現在のもの。

(出典) 『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用金庫協会調べ  
 『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫中央協会

A信用金庫及びB信用組合のディスクロ誌からみる総（代）会の項目

	A信用金庫	B信用組合
総（代）会制度	総代会制度採用	総代会制度採用
総代会制度採用の理由	会員数が多く総会の開催は事実上不可能であるため。	組合員数が多く、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため。
総代の任期	3年	3年
総代の定数	200人以上250人以内 ※平成20年7月4日現在:244人	110人以上150人以内 ※平成20年3月31日現在:149人
総代候補者選考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資格要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員であること</li> </ul> </li> <li>②適格要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総代としてふさわしい見識を有している者</li> <li>・良識をもって正しい判断ができる者</li> <li>・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者</li> <li>・その他総代選考委員が適格と認めた者</li> </ul> </li> </ul>	組合員であること
総代選任方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。</li> <li>②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。</li> <li>③その総代候補者を会員が信任する。</li> </ul>	選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出
総代会議事内容	公表	公表
総代の氏名	公表	非公表

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度

規模等要件	信用金庫		信用組合		銀行  (監査役会設置会社)
	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満		<員外預金比率> 以上 ←10%→ 未満	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満	
定数	2名以上		2名以上		1名以上
構成条件	員外監事を設置（1人以上）  <員外監事> ①会員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該金庫の理事又は職員等でなかった者）		員外監事を設置（1人以上）  <員外監事> ①組合員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該組合の理事又は職員等でなかった者）		—
	常勤監事を選定		常勤監事を選定		—
選任	総会（総代会）の決議		総会（総代会）の選挙又は総会（総代会）による選任		株主総会の決議
選任等に関する監事の意見陳述権等	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主総会に出席し意見陳述可
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要</li> <li>・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要</li> <li>・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役が選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の過半数の同意必要</li> <li>・取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを要求可</li> </ul>
解任	会員からの解任請求手続き		組合員からの解任請求手続き		株主総会の決議
解任等に関する意見陳述権	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主からの解任請求手続き 株主総会に出席し意見陳述可
任期	4年以内		4年以内		4年
権限	独任制（独立して権限を行使）		独任制（独立して権限を行使）		独任制に留意しつつ、権限を監査役会と監査役に分配

(注) 信用組合の規模等要件の表示について：点線左囲み内の規律が適用される組合は、預金等総額と員外預金比率の両方の基準に該当する場合。（例：監事の定数が2名以上必要＝預金等総額が50億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合、常勤監事の選定義務あり＝預金等総額200億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合。）  
従って、預金等総額又は員外預金比率の基準のうち、片方でも該当しない場合には、点線左囲み内に記載の規律は基本的に適用されない。

## 信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況

		信用金庫	信用組合	銀行		一部の銀行等（注5）
		信用金庫法	協同組合による金融事業に関する法律	銀行法	会社法	金融商品取引法
決算	年度	○ [38①]	○ [5条の7①]	○ [20①、②]	○（注3） [435②] [444③]	○ [24①]
	半期	—	—	○ [20①、②]	—	○（注6） [24条の5①]
	四半期	—	—	—	—	◇（注7） [24条の4の7①]
開示 （公衆縦覧）	年度	○ [89①（準用銀行法21）]	○ [6①（準用銀行法21）]	○ [21①、②]	○（注4） [442③]	○ [25②]
	半期	△ [89①（準用銀行法21）]	△ [6①（準用銀行法21）]	○ [21①、②]	—	○（注6） [25②]
	四半期	—（注1）	—	△ [21⑦]	—	◇（注7） [25②]
監査 （会計監査人）	年度	△（注2） [38条の2③]	△（注2） [5条の8③]	—	○（注3） [436②] [444④]	○ [193条の2①]
	半期	—	—	—	—	○（注6） [193条の2①]
	四半期	—	—	—	—	◇（レビュー） （注7） [193条の2①]

※ 上記表中、[ ] 内の番号は各法律の条項、「○（義務）」及び「△（努力義務）」は、原則として、その義務対象範囲に連結を含む。

「◇」は、一定の要件に該当する銀行のみ義務であり、義務対象範囲に連結を含む（ただし、四半期報告書に係る規定は連結のみ。）。

（注1）信金中金には、信用金庫法において公衆縦覧（四半期）の努力義務あり。

（注2）特定金庫（預金等総額200億以上等）、特定組合（預金等総額200億以上かつ員外預金比率が10%以上等）は会計監査義務あり。

（注3）第444条の適用は有価証券報告書提出義務のある銀行のみ。

（注4）単体のみ義務あり。なお、閲覧謄写を請求することができる者は株主及び債権者。

（注5）上場銀行、その発行する有価証券の募集又は売出しについて有価証券届出書を提出した銀行、株主数500人以上の非上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金は金融商品取引法の適用あり。

（注6）四半期報告書の提出義務がない場合に適用あり。

（注7）四半期報告書に係る規定は、上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金に対し適用あり。